

事務機構及び組織の取扱いについて

合併協定項目 C - 3 事務機構及び組織の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会  
会長 島 多 慶 志

その他必要な協議項目	C - 3	事務機構及び組織の取扱いについて
<p>1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>2 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」による。</p> <p>- 新市における事務組織・機構の整備方針 -</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構</li><li>イ 地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構</li><li>ウ 住民の声を反映できる組織・機構</li><li>エ 住民が利用しやすい組織・機構</li><li>オ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構</li><li>カ 簡素で効率的な組織・機構</li></ul>		

平成 16 年 11 月 9 日 確認

風連町・名寄市合併協議会